

調剤内規

平成 29 年 4 月 改訂

高知大学医学部附属病院薬剤部

総 則

I. 目的

調剤方法の統一化及び調剤過誤防止のため、調剤内規を以下に定める。

本内規は同一処方について薬剤師がそれぞれ個々の判断によりその都度異なった調剤がなされないよう、また患者が正確に服用できるよう考慮した調剤上の取り決めであり、処方せんに特に指示のない場合はこの調剤内規に従うものとする。

なお、この内規は調剤業務の統一を行うために定めたものであり、内規の追加、変更、削除は、薬剤部における話し合いにおいて定める。

II. 調剤の流れ

- 1) 処方内容について十分な処方監査を行い、また、精度の高い調剤に努める。
- 2) 調剤は、処方件数毎に行う。
- 3) 薬袋は、処方件数毎に作成するが、必要に応じてビニール袋やラベルシールの代用を認める。
- 4) 内服薬(内服液剤を除く)に関する1回指示量は、薬袋に表記する。1つの薬袋中に複数の薬剤が混在する場合は透明袋に入れて区別する。5) 外用薬に関する1回量指示は可能な限り行なうが、指示が困難な場合は、その限りではない。
- 6) 説明書、包装変更のお知らせ、うがいシール等は、必要に応じて薬剤に添付あるいは貼付する。
- 7) 調剤者は調剤印を、監査者は監査印を所定の位置に押印する。但し、1枚の処方せんを分担して調剤または監査を行なった場合は、その調剤・監査した箇所が解るよう個々の薬剤師がそれぞれの担当した場所に押印する。
- 8) 管理薬品、特定生物由来薬剤、麻薬、適正管理基準が定められている薬剤、腹膜透析液等の調剤に関しては、下記の処理を行う。
 - 管理薬品・特定生物由来薬剤・麻薬: 補助簿への記載
 - 適正管理基準が定められている薬剤(例: サレドカプセル、レブラミドカプセル、ポマリスト等): 治験管理室に連絡
 - 腹膜透析液: 薬剤管理室に連絡。器具がある場合は医事課に連絡。
- 9) 薬剤師が処方提案を行い、修正が必要となった場合、可能な限り代理修正を行う方向で対応する。代理修正については『薬剤師による処方の代理修正に関するマニュアル』に準じる。
- 10) 調剤は、医師の調剤上の指示を優先するが、指示のない場合は、以下の細則に従う。

細 則

I. 錠・カプセル剤

- 1) 錠剤の分割限度は、割線のある錠剤については半錠あるいは 1/4 錠まで、割線のない錠剤は 1 錠までとする。
なお、医師の指示のあった場合はこの限りでない。
その限度を超えて調剤する必要がある場合は、粉碎を行う。なお、粉碎した錠・カプセル剤は、散剤として取り扱う。
- 2) 一包化指示のある錠・カプセル剤は、1回服用量包装で交付し、一包化指示がない錠・カプセル剤及び自動錠剤包装機非対象の薬剤は、薬剤毎に総量を払い出す。
- 3) 処方箋の Rp 番号の前に『r』の印がある場合は全自動PTPシート払出装置より錠剤が払い出された薬剤を用いて調剤を行う。
- 4) バラ錠の交付は、1 回量ずつ自動錠剤包装機にて分包して交付する。但し、バラ包装の抗 HIV 薬に関しては、原則として、総投与量を瓶単位で交付する。

II. 散剤

市販の分包品の調剤については、1回服用量は3包までを調剤可能とし、3包を超える場合は分包機を使用し1包とする。ただし、力価の低下、薬剤の飛散性等の合理的な理由がある場合は1回服用量が3包を超えて調剤しても差し支えない。

また、球形吸着炭細粒、ティーエスワン配合顆粒等の市販の分包品で、1回服用量が分包品の整数倍で払い出せる内用散剤に関しては、錠・カプセル剤と同様の扱いとする。

(秤量・混合)

- 1) 秤量は、原則として散剤鑑査システムを用いて行うこととし、薬品毎に総量を秤量する。また、この際、散剤鑑査システムから出力される秤量記録紙は、処方せんに貼付し、錠剤等を粉碎した場合は、その薬剤名が判るようにヒートシールの耳等を秤量記録紙に貼付すること。
- 2) 必要に応じて、倍散を調製する、十分に乳鉢で混和する、篩過器を有効に利用する等の方法を用いる。
- 3) 抗癌剤等、毒性の強い薬剤を調剤する際には、乳鉢を別にする、分包にパイルパッカーを利用する等、他の患者へのコンタミネーション等には十分注意すること。

4) 同一 Rp 内に複数の散剤が処方されている場合は、“混合”を原則とするが、抗生物質、抗がん剤、漢方薬等および配合変化を起こす薬剤は別包とする。

(賦形剤)

- 1) 分包した 1 包あたりの重量が 0.2g 未満になる場合は、1 包あたり 0.2g になるよう賦形剤を加えて分包する。
- 2) 特に指示のない場合は、乳糖(粉末)を用いる。ただし、次の場合はバレイショデンプンを用いる。
 - ・乳糖アレルギー等の患者や処方せんに指示の有る場合
 - ・イスコチン、ネオフィリンの粉碎時の賦形

(分包)

- 1) 秤量した散薬は、散薬分包機にて分包する。
- 2) 分包した結果、同一処方に類似色の散薬が複数できる場合は、分包紙に、処方件数の若い順に、赤、青、黄、緑、黒の線を引き区別し、処方せん、薬袋にも同じ色の印を付記すること。
- 3) 小児科およびNICU・GCUは、調剤の過程で賦形剤またはバレイショデンプンを添加した場合には、監査者が薬袋及びお薬情報用紙に、乳糖/バレイショデンプンを加えている旨の印鑑を押すこと。
- 4) 秤量誤差は分包機の精度・性能を考慮し、全量で 2%、分包誤差は 1 日理論値の 10%までを許容範囲とする。

(錠剤・カプセル剤の粉碎)

- 1) 医師から錠・カプセル剤の粉碎指示がある場合及び錠剤の分割限度以下の調製が必要な場合には、製剤の特性を考慮した上で錠・カプセル剤を粉碎して交付する。
- 2) 錠・カプセル剤の端数が有る場合は、原則として粉碎を行い、1 包あたり 0.2g となるよう秤取する。

Ⅲ. 内用液剤

スクラルファート内用液、エンシュアリキッド等、市販の分包品に関しては、錠・カプセル剤と同様の扱いとする。

(容器選択)

- 1) 容器は、希釈液または原液の全量が入る最小容量の透明の内用容器を選択するが、製品個装瓶がそのまま使用できる場合は、個装瓶を利用した払い出しを認める。
- 2) 1)の容器選択の例外として、ルゴール液は褐色の外用容器を、アルファロール内用液、ケイツーシロップ、ネオール内用液はアルファロール内用液用の瓶を使用しスポイトをつける。

(秤量・混合)

- 1) 同一Rp 内に液剤と散剤が処方されている場合は“散付き液剤”とし、同一Rp 内に複数の液剤が処方されている場合は“混合”を基本とする。但し、配合変化を起こす薬剤は混合しない。

(配合変化薬剤)カルボシステインシロップとポンターールシロップ

アスベリンシロップとシプロヘプタジン塩酸塩水和物シロップ

- 2) 原則として原液で払い出し、1回服用量は“mL 指示”とする。

また、ファンギゾンシロップ(ハリゾンシロップ)は「瓶」単位で払い出し、瓶と同じ本数のスポイトを添付する。

例) ファンギゾンシロップ 200mg 分 4 7日分(全量 14mL) → 24mL 入1本

ファンギゾンシロップ 400mg 分 4 7日分(全量 28mL) → 24mL 入2本

(希釈)

- 1) 1回量が 2mL 未満または整数にならない場合は、2mL 以上の整数値になるよう希釈を行う。但し、油性薬剤、ファンギゾンシロップ(ハリゾンシロップ)は希釈せず、mL 指示とする。
- 2) 希釈が必要な場合は、7日までは精製水で、7日を超えた場合は単シロップを用いて希釈する。
- 3) 錠剤を粉砕し水薬として払い出す場合の希釈は、原則として7日分迄とし、それ以上の分は、使用時に水で希釈して使用するよう、患者に指示する。

(その他)

NICU・GCUにおいては特に以下の項目を定める

- ・アルファロール内用液交付時には患者の薬袋ラベルを余分に1枚出力し、添付する。
- ・トリクロリールシロップの調製は“トリクロリール”の薬品名が入った容器を使用する。
- ・希釈しているか原液かの記載のあるシールで1回服用量を指示する。

IV. 外用剤

- 1) 軟膏剤、点眼剤、坐剤、トローチ剤等は計数調剤とし、原則として小分け調剤は行わない。
- 2) 計数調剤が可能な外用剤は総数を、計量調剤をする必要のある外用剤は総量を秤量する。
- 3) 坐剤の払い出し総数は、1回量が整数でない場合、切り上げた整数にして払い出す。
例) アセトアミノフェン坐剤小児用 100mg 0.5 個 7 回分 → 7 個
アセトアミノフェン坐剤小児用 200mg 1.5 個 7 回分 → 14 個

(容器選択)

- 1) 計量調剤を行う際の容器は、全量を入れた場合、容器が最小個数(優先)、最小容量になるよう選択する。
例) 白色ワセリン 150g → 100g + 50g
白色ワセリン 75g → 100g
- 2) 外用液剤は褐色の外用容器を選択する。
- 3) 内用で使用する薬剤をうがい用として処方された場合は、医師の希釈指示に従い、透明の内用容器を使用し、うがいである旨を明記する。
(例) ハリゾンシロップ 100mg/ml(10%) 400MG 分4(朝、昼、夕)食後、眠前 ※4 倍希釈。うがい
デキサメタゾンエリキシル 0.01% 4MG 分2 ※2 倍希釈 うがい
- 4) フェノール亜鉛華リニメント「カチリ」は、1PAC 単位(50g包装)で払い出す。
……………オーダ単位は PAC と設定

(秤量・混合)

- 1) 軟膏・クリーム剤、外用液剤を計量調剤する場合は、直接容器にその薬剤を秤量し、その薬剤名および秤量g数が判るように処方せんに記載すること。

2)軟膏・クリーム剤については、総量が 20gを超える場合、「なんこう練太郎」を使用する。ただし、専用容器を用いる。

3)フロジン液と他のローション剤の混合の場合、容器の選択は前述に従うが、皮膚科からの依頼によりフロジン液の空容器を添付する。

2017/3/31 訂正